の9第3項の規定による指定構造計算適合性判定業務規程の変更命令									
121　同法第77条の35の11の規定による構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務に係る監督上必要な命令		○							
122　同法第77条の35の12第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関への報告徴収及び立入検査等の実施							○		
123　同法第77条の35の13第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休廃止の許可			○						
124　同法第77条の35の13第3項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休廃止の許可をした旨の公示				○					
125　同法第77条の35の14第1項又は第2項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の業務の停止の命令		○							
126　同法第77条の35の14第3項の規定による構造計算適合性判定機関の指定の取消し等をした旨の公示				○					
127　同法第77条の35の15第1項の規定による構造計算適合性判定機関によって行われない構造計算適合性判定の実施				○					
128　同法第77条の35の15第2項の規定による知事が構造計算適合性判定の業務を行い、又は行わないこととした旨の公示				○					
129　同法第79条第2項の規定による建築審査会委員の任命	○								
130　同法第80条の3第1項又は第2項の規定による建築審査会委員の解任	○								
131　同法第84条第1項の規定による被災市街地における区域の指定及び当該区域における建築物の建築の制限若しくは禁止又は同条第2項の規定による制限若しくは禁止の期間の延長の承認	○								
132　同法第85条第1項の規定による建築物の応急の修繕等に際して建築基準法令	○								

	の規定を適用しない区域の指定									
	133　同法第85条第4項の規定による応急仮設建築物の存続の許可								○	総合事務所長
	134　同法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可								○	総合事務所長
	135　同法第86条第1項の規定による総合的設計による1又は2以上の建築物の敷地を一の敷地とみなす特例に係る認定								○	総合事務所長
	136　同法第86条第2項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物を一の敷地とみなす特例に係る認定								○	総合事務所長
	137　同法第86条第3項の規定による特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可								○	総合事務所長
	138　同法第86条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物の特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限の緩和する建築物の建築の許可								○	総合事務所長
	139　同法第86条第8項の規定による公告等								○	総合事務所長
	140　同法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定								○	総合事務所長
	141　同法第86条の2第2項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可								○	総合事務所長
	142　同法第86条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可								○	総合事務所長
	143　同法第86条の2第6項の規定による公告等								○	総合事務所長
	144　同法第86条の5第2項の規定による複数建築物の認定の取消し								○	総合事務所長
	145　同法第86条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し								○	総合事務所長

	146 同法第86条の5第4項の規定による公告等									○	総合事務所長
	147 同法第86条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定									○	総合事務所長
	148 同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定									○	総合事務所長
	149 同法第86条の8第4項の規定による認定建築主への工事状況報告の請求									○	総合事務所長
	150 同法第86条の8第5項の規定による認定建築主への改善に必要な措置の命令									○	総合事務所長
	151 同法第86条の8第6項の規定による認定の取消し									○	総合事務所長
	152 同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令									○	総合事務所長
二十一 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定									○	総合事務所長
	2 同令第131条の2第1項の規定による街区の指定									○	総合事務所長
	3 同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定									○	総合事務所長
二十二 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の11の規定による特定工程及び特定工程後の工程の公示				○						
	2 同令第10条第1項の規定による指定道路を指定した旨の公告									○	総合事務所長
	3 同令第10条第2項の規定による水平距離の指定の公告				○						
	4 同令第10条第3項の規定による道路の位置を指定した旨の通知									○	総合事務所長
	5 同令第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続を行うことができる区域の指定				○						
二十三 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）に基づく知事	1 同条例第2条第2項の規定による災害危険区域の指定及び廃止の公示等		○								
	2 同条例第3条ただし書の規定による災									○	総合事務所長

の権限に属する事務	害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可										
	3　同条例第4条ただし書の規定によるがけ地寸近の建築物の建築の認定								○	総合事務所長	
	4　同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定								○	総合事務所長	
	5　同条例第9条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定								○	総合事務所長	
二十四　建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第3項の規定による外国の建築士免許を受けた者の二級建築士又は木造建築士の認定			○							
	2　同法第5条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の登録、免許証の交付又は免許証の返納の受理				○						
	3　同法第8条の2の規定による建築士の死亡等の届出の受理								○	総合事務所長	
	4　同法第9条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消し		○								
	5　同法第9条第2項の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消しの公告				○						
	6　同法第10条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士がその業務に関し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し		○								
	7　同法第10条第5項の規定による二級建築士及び木造建築士の戒告、業務停止の命令又は免許の取消しの公告				○						
	8　同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施				○						
	9　同法第13条の2第1項の規定による不正の手段によって二級建築士及び木造建築士の試験を受け、又は受けようとした者の合格の取消し又は受験の禁止		○								
	10　同法第15条第3号の規定による二級建				○						

		築士試験及び木造建築士試験の受験資格を有する者の認定									
		11　同法第15条の6の規定による指定試験機関の指定		○							
		12　同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録								○	総合事務所長
		13　同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否								○	総合事務所長
		14　同法第23条の8第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消								○	総合事務所長
		15　同法第26条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取消し等		○							
		16　同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求								○	総合事務所長
		17　同法第29条第3項の規定による建築士審査会委員の任命	○								
	二十五　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同法第7条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表		○							
		4　同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事								○	東部総合事務所長

務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長	
5 同法第8条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
6 同法第8条第8項後段（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
7 同法第9条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係								○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長	

		るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○	西部総合事務所長
		10 同法第12条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		11 同法第13条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定基準の特例の承認		○							
二十六 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務（住宅政策課の所掌事務に係るものに限る。）		1 同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2 同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3 同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の内容が相当であると認める旨の通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
二十七 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49		1 同法第74条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に								○	東部総合事務所長

号）に基づく知事の権限に属する事務	係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2 同法第75条第2項の規定による届出をした者に対する指示 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	3 同法第75条第3項の規定による指示に従わない旨の公表		○								
	4 同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告		○								
経済通商総室	略										
	二十二 略										

経済・雇用政策総室	略										
	二十二 略										
	二十三 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事件についての争議行為がなされる日時等の公表		○							
	二十四 労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求		○							
	二十五 中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの								○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2 同令第29条第2号の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの								○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長

						3　同令第51条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの							○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
						4　同令第71条の規定による再び中小企業者になったことの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの							○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
					二十六　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条の規定による職業能力開発計画の策定及びその変更		○							
						2　同法第7条第3項において準用する同法第6条の規定による職業訓練等の実施についての勧告		○							
						3　同法第15条の2第1項の規定による事業主等の行う職業訓練等に関する援助の実施			○						
						4　同法第15条の6第3項の規定による教育訓練を受けさせることの決定								○	高等技術専門校長
						5　同法第24条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消し		○							
						6　同法第28条の規定による職業訓練指導員の免許			○						
						7　同法第29条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し		○							
						8　同法第30条第1項の規定による職業訓練指導員試験の実施						○			
						9　同法第30条第5項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除						○			
						10　同法第35条第1項の規定による職業訓練法人の設立の認可	○								
						11　同法第41条第2項又は第3項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可		○							
						12　同法第42条の規定	○								

	による職業訓練法人の設立の認可の取消し										
	13　同法第46条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定					○					
	14　同法第90条第1項において準用する同法第62条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更認可					○					
	15　同法第90条第1項において準用する同法第64条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員の選任の認可					○					
	16　同法第98条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求						○				
二十七　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務	1　同法第46条第2項の規定による技能検定試験の実施					○					
	2　同法第49条の規定による合格証書の交付			○							
二十八　鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条第3項の規定による県外の支給対象者の居住する地域の級地の区分の決定							○			
	2　同規則第11条第2項の規定による訓練手当の受給資格の認定										
	(一)　高等技術専門校が実施する職業訓練に係るもの								○	高等技術専門校長	
	(二)　(一)以外のもの							○			
二十九　鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による専門校の利用の許可								○	高等技術専門校長	
	2　同条例第8条の規定による授業料、入校選考手数料及び入校料の減免の決定								○	高等技術専門校長	
三十　鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条第2項の規定による短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間の決定					○					
	2　同規則第3条の規定による教科及び訓練時間の決定					○					
	3　同規則第4条の規定による休業日の決								○	高等技術専門校長	

	定又は変更										
	4　同規則第5条の規定による臨時の休業の決定									○	高等技術専門校長
	5　同規則第7条の規定による入校選考試験の実施									○	高等技術専門校長
	6　同規則第8条第1項の規定による入校の許可及び同条第2項の規定による入校許可の通知									○	高等技術専門校長
	7　同規則第17条の規定による入寮の許可									○	高等技術専門校長
	8　同規則第19条の規定による退校の許可									○	高等技術専門校長
	9　同規則第20条の規定によるほう賞の実施									○	高等技術専門校長
	10　同規則第21条の規定による生徒に対する指示、訓告又は出席停止の命令									○	高等技術専門校長
	11　同規則第22条の規定による退校の命令									○	高等技術専門校長
三十一　雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第18条の規定による職業転換給付金の支給			○							
三十二　職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第6条の規定による職場適応訓練の委託契約の締結		○								
	2　同規則第6条の2第1項の規定による職場実習特例委託契約の締結		○								
	3　同規則第11条第2項の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除の諾否の決定		○								
	4　同規則第12条の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除		○								
	5　同規則第13条の規定による職場適応訓練費の返還の命令		○								
	6　同規則第14条の規定による職場適応訓練の委託事業主に対する職場適応訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査			○							
三十三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定によるシルバー人材センターの指定及び同法第8条において準用する同法第24条第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示	○									
	2　同法第8条において準用する同法第24条第3項の規定によ			○							

					るシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第４項に規定する当該事項の公示							
					3　同法第18条において準用する同法第17条の規定によるシルバー人材センターに対する同法第17条に規定する業務に関する監督命令		○					
					4　同法第18条において準用する同法第13条の規定による指定の取消し及び当該事項の公示	○						
				三十四　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条第１項の規定による求職者である障害者についての適応訓練の実施	○						
					2　同法第９条の12第１項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示	○						
					3　同法第９条の12第３項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第４項に規定する当該事項の公示			○				
					4　同法第９条の16の規定による障害者雇用支援センター業務に関する監督命令						○	
					5　同法第９条の17第１項の規定による指定の取消し及び同条第２項の規定による当該事項の公示	○						
					6　同法第９条の18の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第９条の20において準用する同法第９条の12第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示	○						
					7　同法第９条の20において準用する同法第９条の12第３項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理並びに同条第４項の規定による当該届出に係る事項の公示			○				
					8　同法第９条の20において準用する同法第９条の16の規定による障害者就業・生活支援センターの業						○	

雇用人材総室	一　労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事件についての争議行為がなされる日時等の公表		○							
	二　労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求		○							
	三　中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの							○ ○	○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同令第29条第2号の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一)　倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二)　米子市、境港市、西伯郡及び日								○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長

		務に関する監督命令									
		9　同法第9条の20において準用する同法第9条の17第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定によるその旨の公示	○								
	三十五　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による改善計画の認定			○						
		2　同法第5条第1項の規定による改善計画の変更の認定			○						
		3　同法第5条第2項の規定による改善計画の認定の取消し			○						
	三十六　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第1項の規定による改善計画の認定			○						
		2　同法第9条第1項の規定による改善計画の変更の認定			○						
		3　同法第9条第2項の規定による改善計画の認定の取消し			○						
	三十七　その他の事務	1　労働関係及び労働情勢の調査及び報告				○					

		野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの							○		
		3 同令第51条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの								○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
		4 同令第71条の規定による再び中小企業者になったことの証明 (一) 倉吉市、東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (三) (一)及び(二)以外の区域に係るもの								○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
四 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく知事の権限に属する事務		1 同法第7条の規定による職業能力開発計画の策定及びその変更		○							
		2 同法第7条第3項において準用する同法第6条の規定による職業訓練等の実施についての勧告		○							
		3 同法第15条の2第1項の規定による事業主等の行う職業訓練等に関する援助の実施				○					
		4 同法第15条の6第3項の規定による教育訓練を受けさせることの決定								○	高等技術専門校長
		5 同法第24条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消し		○							
		6 同法第28条の規定による職業訓練指導員の免許				○					
		7 同法第29条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し		○							
		8 同法第30条第1項の規定による職業訓練指導員試験の実施						○			
		9 同法第30条第5項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除						○			
		10 同法第35条第1項の規定による職業訓練法人の設立の認可	○								
		11 同法第41条の規定	○								

		による職業訓練法人の設立の認可の取消し									
		12　同法第42条第2項又は第3項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可		○							
		13　同法第46条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定					○				
		14　同法第90条第1項において準用する同法第42条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更認可					○				
		15　同法第90条第1項において準用する同法第64条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員の選任の認可					○				
		16　同法第98条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求						○			
五　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務		1　同法第46条第2項の規定による技能検定試験の実施					○				
		2　同法第49条の規定による合格証書の交付			○						
六　鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同規則第4条第3項の規定による県外の支給対象者の居住する地域の級地の区分の決定							○		
		2　同規則第11条第2項の規定による訓練手当の受給資格の認定 (一)　高等技術専門校が実施する職業訓練に係るもの (二)　(一)以外のもの							○	○	高等技術専門校長
七　鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同条例第3条の規定による専門校の利用の許可								○	高等技術専門校長
		2　同条例第8条の規定による授業料、入校選考手数料及び入校料の減免の決定								○	高等技術専門校長
八　鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同規則第2条第2項の規定による短期課程の普通職業訓練の訓練科目及びその訓練生定員及び訓練期間の決定					○				
		2　同規則第3条の規定による教科及び訓					○				

	練時間の決定										
	3　同規則第4条の規定による休業日の決定又は変更									○	高等技術専門学校長
	4　同規則第5条の規定による臨時の休業の決定									○	高等技術専門学校長
	5　同規則第7条の規定による入校選考試験の実施									○	高等技術専門学校長
	6　同規則第8条第1項の規定による入校の許可及び同条第2項の規定による入校許可の通知									○	高等技術専門学校長
	7　同規則第16条第1項又は第2項の規定による訓練料等の承認 (一)　授業料等を全額国が負担するもの (二)　(一)以外のもの	○	○								
	8　同規則第20条の規定による入寮の許可									○	高等技術専門学校長
	9　同規則第22条の規定による退寮の許可									○	高等技術専門学校長
	10　同規則第23条の規定によるほう賞の実施									○	高等技術専門学校長
	11　同規則第24条の規定による生徒に対する指示、訓告又は出席停止の命令									○	高等技術専門学校長
	12　同規則第25条の規定による退寮の命令									○	高等技術専門学校長
九　雇用政策法（昭和41年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第18条の規定による職業転換給付金の支給				○						
十　職業適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第6条の規定による職業適応訓練の委託契約の締結			○							
	2　同規則第6条の2第1項の規定による職業紹介事業等委託契約の締結			○							
	3　同規則第11条第2項の規定による職業適応訓練の委託契約の変更又は解除の諾否の決定			○							
	4　同規則第12条の規定による職業適応訓練の委託契約の変更又は解除			○							
	5　同規則第13条の規定による職業適応訓練費の返還の命令			○							
	6　同規則第14条の規定による職業適応訓練の委託事業主に対する職業適応訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査				○						

十一　高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第41条第1項の規定によるシルバー人材センターの指定及び同条第3項に規定による名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示		○								
	2　同法第41条第4項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第5項に規定する当該事項の公示				○						
	3　同法第43条の2の規定によるシルバー人材センターに対する同法第42条第1項に規定する業務に関する監督命令			○							
	4　同法第43条の3第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定による当該事項の公示		○								
十二　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条第1項の規定による求職者である障害者についての適応訓練の実施		○								
	2　同法第27第1項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示		○								
	3　同法第27条第3項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第4項に規定する当該事項の公示				○						
	4　同法第31条の規定による障害者雇用支援センターに対する同法第28条に規定する業務に関する監督命令							○			
	5　同法第32条第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定による当該事項の公示		○								
	6　同法第33条の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示		○								
	7　同法第35条において準用する同法第27条第3項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理並びに同				○						

	条第4項の規定による当該届出に係る事項の公示										
	8　同法第35条において準用する同法第31条の規定による障害者就業・生活支援センターに対する同法第34条に規定する業務に関する監督命令							○			
	9　同法第35条において準用する同法第32条第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定による当該事項の公示		○								
十三　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による改善計画の認定			○							
	2　同法第5条第1項の規定による改善計画の変更の認定			○							
	3　同法第5条第2項の規定による改善計画の認定の取消し			○							
十四　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第1項の規定による改善計画の認定			○							
	2　同法第9条第1項の規定による改善計画の変更の認定			○							
	3　同法第9条第2項の規定による改善計画の認定の取消し			○							
十五　地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第3項（同法第5条第8項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取		○								
	2　同法第5条第6項（同法第5条第8項において準用する場合を含む。）の規定による地域雇用開発計画の公表				○						
	3　同法第6条第7項（同法第6条第9項において準用する場合を含む。）の規定による地域雇用創造計画の公表				○						
十六　その他の事務	1　労働関係及び労働情勢の調査及び報告				○						
産業振興総室	略										
市場開拓室	略										

産業振興戦略総室　略

市場開拓室　略

森林・林業総室	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条の規定による地域森林計画の樹立及び変更		○								
		2　同法第6条第1項の規定による地域森林計画を樹立し、又は変更しようとする旨の公告及び当該地域森林計画の案の縦覧		○								
		3　同法第6条第3項の規定による地域森林計画の案についての関係市町村長及び関係森林管理局長からの意見の聴取			○							
		4　同法第6条第5項の規定による地域森林計画を樹立し、又は変更しようとする際の農林水産大臣への協議			○							
		5　同法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為の許可（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの		○							○	総合事務所長
		6　同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び市町村長の意見聴取 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの			○						○	総合事務所長
		7　同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令									○	総合事務所長
		8　同法第10条の5第7項及び第8項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理									○	総合事務所長
		9　同法第10条の6第1項の規定による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知									○	総合事務所長
		10　同法第10条の11第2項の規定による要間伐森林又はその立木についての所有権の移転等に関する調停					○					
		11　同法第10条の11の4第1項の規定による分収育林契約の締					○					

結すべき旨の裁定									
12　同法第10条の11の7の規定による分収育林協定の解除の承認					○				
13　同法第10条の14第2項の規定による森林整備協定の締結のあっせん					○				
14　同法第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○		○	総合事務所長
15　同法第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理								○	総合事務所長
16　同法第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
17　同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定申請の進達			○						
18　同法第26条の2の規定による保安林（面積が10ヘクタール未満のものに限る。）の指定の解除及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定の解除申請の進達（面積が10ヘクタール未満のものに限る。）		○							
19　同法第27条第1項の規定による保安林の指定の申請			○						
20　同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請								○	総合事務所長
21　同法第30条及び第30条の2の規定による告示及び森林所有者等に対する通知			○						
22　同法第31条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止		○							
23　同法第32条第1項の規定による意見書の受理			○						

	24 同法第32条第2項の規定による公聞による意見の聴取及び告示に係る意見書の写しの農林水産大臣への送付	○											
	25 同法第32条第3項の規定による意見の聴取に係る通知及び公示	○											
	26 同法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による森林所有者等への通知 (一) 同法第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係るもの（同法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。） (二) (一)以外の民有林に係るもの				○						○	総合事務所長	
	27 同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定による保安林の指定の目的及び解除の理由の告示				○								
	28 同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更 (一) 同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二) (一)以外の民有林に係るもの				○						○	総合事務所長	
	29 同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の告示及び所有者等への通知 (一) 同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの (二) (一)以外の民有林に係るもの				○						○	総合事務所長	
	30 同法第34条第1項又は第2項の規定による保安林における立木の伐採等の許可										○	総合事務所長	
	31 同法第34条第8項の規定による保安林における立木の伐採等の許可に係る伐採の届出の受理										○	総合事務所長	
	32 同法第34条の2第1項及び第34条の3第1項の規定による保安林における択伐等のための立木の伐採の届出の受理										○	総合事務所長	

33 同法第34条の2第2項及び第34条の3第2項において準用する同法第34条の2第2項の規定による指定等の計画の変更の命令								○	総合事務所長	
34 同法第34条第10項及び第34条の2第4項（同法第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知								○	総合事務所長	
35 同法第35条の規定による損失の補償		○								
36 同法第36条の規定による損失の補償の受益者の負担の決定等		○								
37 同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分								○	総合事務所長	
38 同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識の設置								○	総合事務所長	
39 同法第39条の3第2項の規定による特定保安林の指定の申請及び同条第5項において準用する同条第2項の規定による特定保安林の指定の解除の申請			○							
40 同法第39条の5の規定による要整備森林に係る施業等の勧告								○	総合事務所長	
41 同法第39条の7第1項の規定による要整備森林における保安施設事業の実施								○	総合事務所長	
42 同法第50条の規定による土地の使用権設定に関する協議をすることについての認可、当該土地の所有者等からの意見の聴取又は当該土地の所有者等に対する認可をした旨の通知若しくは掲示					○					
43 同法第53条の規定による土地の使用権を設定すべき旨の裁定及び裁定の申請者に対する裁定をした旨の通知					○					
44 同法第66条の規定による水流における工作物の使用等に関する協議をすることについての認可					○					
45 同法第188条第1項の規定による報告の徴取		○						○	総合事務所長	
46 同法第188条第2項の規定による立入調査等		○						○	総合事務所長	
47 同法第188条第3										

	項の規定に係る身分証明書の発行 (一) 総合事務所における所属職員に係るもの (二) (一)以外のもの				○					○	総合事務所長
二 森林法施行令（昭和26年政令第276号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の2第3項の規定による許可すべき皆伐面積の限度の公表				○						
三 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第22条の8第1項第5号から第9号までに掲げる立木の伐採の届出の受理									○	総合事務所長
	2 同令第22条の11第1項第3号及び第4号に掲げる下草等の採取の届出の受理									○	総合事務所長
	3 同令第22条の8第1項第10号及び第22条の11第1項第5号の規定による国の機関との協議									○	総合事務所長
四 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知									○	総合事務所長
	2 同法第7条第2項の規定による異議申出に対する協議の命令									○	総合事務所長
	3 同法第8条の規定による協議が整わない場合の調停、調停案の作成及び勧告									○	総合事務所長
	4 同法第10条の規定による申請の却下									○	総合事務所長
	5 同法第11条第1項の規定による入会林野整備計画の認可									○	総合事務所長
	6 同法第11条第2項の規定による必要な金銭の供託									○	総合事務所長
	7 同法第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続									○	総合事務所長
	8 同法第14条第2項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託									○	総合事務所長
	9 同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託									○	総合事務所長
	10 同法第22条第1項の規定による慣行使用林野整備計画の認可									○	総合事務所長
	11 同法第22条第3項の規定による必要な金銭の供託									○	総合事務所長
	12 同法第23条第2項									○	総合事務所

	において準用する同法第14条の規定による旧開発林整備計画に係る必要な登記の嘱託										長
五　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条の2第1項の規定による基本構想の策定及び変更		○								
	2　同法第2条の2第3項の規定による基本構想策定に際しての農林水産大臣への協議			○							
	3　同法第2条の2第4項の規定による基本構想の公表			○							
	4　同法第3条第3項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)　県の全域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	5　同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一)　県の全域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	6　同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあっせん (一)　県の全域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
六　林業労働力の確保に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による基本計画の策定及び変更		○							
	2　同法第5条第3項の規定による改善計画についての計画の認定 (一)　県の全域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	3　同法第6条第1項の規定による改善措置についての計画の変更の認定 (一)　県の全域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	4　同法第6条第2項の規定による改善措置についての計画の認定の取消し (一)　県の全域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	5　同法第11条第1項の規定による林業労働力確保支援センターの指定		○							
	6　同法第11条第3項の規定による林業労働力確保支援センタ				○					

		一変更届出書の受理									
		7　同法第19条の規定による資金貸付業務規程の認可及び変更の認可		○							
		8　同法第20条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可				○					
		9　同法第22条の規定による林業労働力確保支援センターに対する報告書の提出の要求				○					
		10　同法第23条の規定による林業労働力確保支援センターに対する監督命令		○							
		11　同法第24条の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し		○							
	七　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条第1項の規定による指定地域の指定		○							
		2　同法第2条第2項の規定による指定の公表			○						
		3　同法第3条第1項の規定による指定地域の区域の変更又は指定の解除		○							
		4　同法第3条第2項の規定による変更又は解除の公表			○						
		5　同法第4条第4項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の認定		○							
		6　同法第4条第5項（同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○						
		7　同法第4条第6項（同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○						
		8　同法第4条第8項（同法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣への報告			○						
		9　同法第5条第2項の規定による事業計画の認定の取消し		○							
		10　同法第6条第2項の規定による協議の受理			○						
		11　同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し						○			
		(一)　二以上の総合									

	事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
	12 同法第16条の規定による報告の要求			○							
八 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による林業・木材産業改善計画に関する計画が適当である旨の認定									○	総合事務所長
九 森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による保険契約の申込みの承諾若しくは保険証書の交付又は保険契約の申込みを承諾しない場合のその旨の通知				○						
	2 同令第5条の規定による保険証書の再交付				○						
	3 同令第6条の規定による保険契約の継続の申込みの承諾若しくは保険証書の記載の更正又は保険契約の継続の申込みを承諾しない場合のその旨の保険契約者への通知				○						
	4 同令第7条の規定による保険証書の記載の更正				○						
	5 同令第9条の規定による損害の実地調査又はその結果の農林水産大臣への報告				○						
	6 同令第10条の規定による保険金額及び保険料の減額若しくは保険証書の記載の更正又は保険料の減額の結果保険料の一部を返還すべき場合におけるその旨の農林水産大臣への通知				○						
十 林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林（以下「森林・林業総室の項の十」において「指定母源」という。）の指定			○							
	2 同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を講ずること等の指示									○	総合事務所長
	3 同法第9条第1項又は第2項の規定による指定母源の指定の解除			○							
	4 同法第9条第3項の規定による指定採取源の指定の解除についての意見の提出			○							
	5 同法第10条第1項の規定による生産事									○	総合事務所長

	業者の登録										
	6　同法第11条第1項の規定による講習会の開催						○				
	7　同法第11条第2項の規定による修了証明書の交付		○								
	8　同法第12条第1項の規定による登録証の交付								○	総合事務所長
	9　同法第13条第1項の規定による登録証の書替交付								○	総合事務所長
	10　同法第13条第2項の規定による登録証の再交付								○	総合事務所長
	11　同法第13条第3項の規定による登録事項の変更及び廃止届の受理								○	総合事務所長
	12　同法第15条第1項の規定による生産事業者の登録の取消し								○	総合事務所長
	13　同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理								○	総合事務所長
	14　同法第19条の規定による表示義務等の遵守に対する是正命令								○	総合事務所長
	15　同法第20条第1項の規定による種穂又は苗木の証明					○				
	16　同法第23条の規定による種穂の採取の禁止					○				
	17　同法第27条の規定による指定採取源又は生産事業者等の業務に関し必要な事項の報告の要求							○		
	18　同法第28条第1項の規定による指定採取源等への立入検査等						○			
	19　同法第29条の規定による種苗の採取等に関し必要な措置を講ずべきことの命令又は種苗の配布の制限若しくは禁止						○			
十一　森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による森林病害虫等の駆除命令								○	総合事務所長
	2　同法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除命令								○	総合事務所長
	3　同法第5条第3項の規定による補完伐倒駆除の命令								○	総合事務所長
	4　同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定による森林病害虫等の駆除命令に係る区域等の公表								○	総合事務所長
	5　同法第5条第4項								○	総合事務所

において準用する同法第3条第7項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定									長
6　同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告								○	総合事務所長
7　同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病害虫等の駆除措置								○	総合事務所長
8　同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病害虫等の駆除措置に係る費用の徴収								○	総合事務所長
9　同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一)　県外の地方公共団体等に係るもの (二)　県内の地方公共団体等に係るもの			○					○	総合事務所長
10　同法第6条第1項の規定による森林病害虫等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去								○	総合事務所長
11　同法第7条の3第1項の規定による防除実施基準の策定及び変更		○							
12　同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更		○							
13　同法第7条の6第1項の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更		○							
14　同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告								○	総合事務所長
15　同法第7条の8の規定による樹種転換を促進すべき特定森林の公表		○							
16　同法第7条の9第1項の規定による地区防除指針の策定及び変更		○							
17　同法第8条第1項の規定による損失補償								○	総合事務所長
18　同法第11条の規定による森林病害虫防除員の設置 (一)　総合事務所において所属の職員を任命するもの								○	総合事務所長

	(二) (一)以外のもの							○			
十二 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による緑の募金による寄付金を用いて同法第6条に規定する業務を行う者の指定	○									
	2 同法第5条第3項の規定による県緑化推進委員会の名称、住所又は事務所の所在地の変更届出の受理							○			
	3 同法第7条第3項の規定による県緑化推進委員会の運営協議会の委員の認可		○								
	4 同法第8条第1項の規定による県緑化推進委員会事業計画書及び収支予算書の受理							○			
	5 同法第8条第2項の規定による県緑化推進委員会事業報告書及び収支決算書の受理							○			
	6 同法第10条の規定による県緑化推進委員会に対する改善命令		○								
	7 同法第11条第1項の規定による県緑化推進委員会に対する同法第5条第1項の指定の取消し	○									
	8 同法第19条の規定による県緑化推進委員会の緑の募金計画の届出の受理							○			
	9 同法第21条の規定による緑の募金結果の届出の受理							○			
	10 同法第24条第1項の規定による県緑化推進委員会に対する業務の報告又は事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査						○				
十三 鳥取県林地開発条例（平成7年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理								○	総合事務所長
	2 同条例第7条第2号の規定による開発行為の着手の届出の受理								○	総合事務所長
	3 同条例第7条第3号の規定による開発行為の工期の延長の届出の受理								○	総合事務所長
	4 同条例第7条第4号の規定による開発者の住所等の異動の届出の受理								○	総合事務所長
	5 同条例第7条第5号の規定による災害発生の報告の受理								○	総合事務所長

6　同条例第7条第6号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの		○						○	総合事務所長
7　同条例第8条の規定による許可計画の変更の命令 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの					○			○	総合事務所長
8　同条例第9条の規定による指導								○	総合事務所長
9　同条例第10条第2項の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令								○	総合事務所長
10　同条例第10条第3項の規定による開発の跡地の崩壊防止施設の設置その他の森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をすべき旨の命令								○	総合事務所長
11　同条例第11条の規定による開発行為に伴う災害等の防止のために必要な措置又は開発行為の停止をすべき旨の命令								○	総合事務所長
12　同条例第12条の規定による許可の取消し (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二)　(一)以外のもの	○							○	総合事務所長
13　同条例第13条第1項の規定による開発行為の中止、開発行為の廃止の届出の受理								○	総合事務所長
14　同条例第13条第2項の規定による開発行為の再開の届出の受理								○	総合事務所長
15　同条例第14条の規定による開発行為の完了の届出の受理								○	総合事務所長
16　同条例第15条第1項又は第2項に規定する開発行為の実施状況等の報告の受理								○	総合事務所長
17　同条例第16条の規									

		定による許可状況の公表 (一) 土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。） (二) (一)以外のもの							○	○	総合事務所長
	十四 その他の事務	1 県営林事業の執行 (一) 鳥取県森林整備事業助成要綱及び鳥取県造林事業実施規則の適用を受ける事業の執行に係る事務並びに管理に係る事務 (二) 物品事務取扱規則の適用を受ける生産品処理に係る事務 (三) 公有財産事務取扱規則の適用を受ける山林の評価 処分に係る事務 (四) 森林法第11条第1項の規定による森林施業計画の認定請求に係る事務 イ 二以上の総合事務所の所管区域に係るもの ロ イ以外のもの		○					○	○ ○ ○	総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長
		2 鳥取県県有造林実施要綱（昭和62年鳥取県告示第597号）に基づく次の事務 (一) 同要綱第4条の規定による造林の適地の選定又は申請者の造林方法等についての契約の締結 (二) 同要綱第5条の規定による県行造林事務に係る地上権の設定		○	○						
		3 災害時において県営林を緊急に貸付する等の財産の処分								○	総合事務所長
		4 県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収								○	総合事務所長
		5 森林保全管理巡視事業の実施								○	総合事務所長
		6 治山事業に係る保安林整備事業の執行								○	総合事務所長
		7 とっとり環境の森緊急整備事業の執行								○	総合事務所長
		8 森林法第10条の2第1項により許可の対象外となっている開発行為に係る連絡調整								○	総合事務所長
略											
水産課	略										
	九 鳥取県営境港水産物地方卸売市	1 略									
		2 同条例第4条の規								○	境港水産事

略			
水産課	略		
	九 鳥取県営境港水産物地方卸売市	1 略	

場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	定による仲卸業務の許可の更新										務所長
	3　同条例第5条の規定による仲卸業務の開始等の届出の受理									○	境港水産事務所長
	4　同条例第6条の規定による事業報告書の受理									○	境港水産事務所長
	5　略										
	6　略										
	7　略										
	8　略										
	9　略										
	10　略										
	11　略										
	12　略										
	13　略										
	14　同条例第23条第1項の規定による委託手数料の額の届出の受理									○	境港水産事務所長
	15　同条例第23条第3項の規定による卸売業者に対する委託手数料の額の変更の命令									○	境港水産事務所長
	16　略										
	17　略										
	18　略										
	19　略										
	20　略										
	21　略										

場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務											
	2　略										
	3　略										
	4　略										
	5　略										
	6　略										
	7　略										
	8　略										
	9　略										
	10　略										
	11　略										
	12　略										
	13　略										
	14　略										
	15　略										
	16　略										
	17　同条例第16条の規定による市場施設の利用の許可 (一)　関係事業者施設用地に係るもの（新規許可に係るものに限る。） (二)　(一)以外のもの		○							○	境港水産事務所長
	18　同条例第17条第1項ただし書の規定による市場施設の現状の変更等の承認									○	境港水産事務所長
	19　同条例第17条第2項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令									○	境港水産事務所長
	20　同条例第17条第3項の規定による市場施設の原状回復又は費用弁償の命令									○	境港水産事務所長
	21　同条例第18条の規定による市場施設の利用の許可の取消し (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの		○							○	境港水産事務所長

	略											
十　鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略											
十一　鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第16号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
	17　同規則第2条第3項（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による聞取の実施										○	境港水産事務所長
	18　略											
	19　略											
	20　略											
	21　略											
略												
十三　持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
	9　同法第7条の2第1項の規定による特定残渣についての届出の受理										○	水産振興課長
	略											
	22　同法第15条の規定による持続的な養殖										○	水産振興課長

	略											
十　鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条第2項の規定による市場の臨時の開場又は休場の決定										○	境港水産事務所長
	2　同規則第5条第1項ただし書の規定による市場の開場時間の変更										○	境港水産事務所長
	3　略											
	4　同規則第28条第1項ただし書の規定による市場施設の賃貸等の承認 (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの			○							○	境港水産事務所長
	5　同規則第28条第2項ただし書の規定による市場施設を本来の用途以外に使用することの承認 (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの			○							○	境港水産事務所長
	6　同規則第29条の規定による市場施設の返還期間の指定又は返還の特例の承認 (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの			○							○	境港水産事務所長
	7　同規則第31条第2項の規定による無許可営業者等に対する市場外への退去命令										○	境港水産事務所長
	8　同規則第32条第2項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令 (一)　関係事業者施設用地に係るもの (二)　(一)以外のもの			○							○	境港水産事務所長
十一　鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第16号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
	17　略											
	18　略											
	19　略											
	20　略											
略												
十三　持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
	9　同法第7条の2第1項の規定による特定残渣についての届出の受理										○	栽培漁業センター所長
	略											
	22　同法第15条の規定による持続的な養殖										○	栽培漁業センター所長

	生産の確保を図るために必要な指導及び助言										
略											
二十一　農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の項の二十一から二十三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略										
	６　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの (1)及び(2)　略	○	○								
	７　農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの (1)及び(2)　略	○	○								
	略										
略											

	生産の確保を図るために必要な指導及び助言										
略											
二十一　農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の項の二十一から二十三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略										
	６　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1)及び(2)　略	○	○								
	７　農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1)及び(2)　略	○	○								
	略										
略											

第２条　鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

別表第４を削り、別表第５を別表第４とする。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。